

会員の入退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第38条の規定に基づき、一般財団法人日本助産評価機構（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う賛助会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第38条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 専門職団体会員 この法人の事業推進を図るため、この法人が特に必要と認めた団体
- (2) 認証会員 この法人が行う第三者評価において適合判定を受けた助産教育機関及び助産所
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(入会手続)

第3条 専門職団体会員になろうとする団体は、理事会へ入会希望の旨を申し出ることとする。

- 2 専門職団体会員の入会の承認は、理事会の議決により行う。
- 3 この法人が行う第三者評価において、適合判定を受けた認証機関はこの法人の認証会員となる。
- 4 賛助会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。
- 5 賛助会員の入会の可否は、理事長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、新たに会員となった者について、理事会にその状況を報告しなければならない。

(寄付金・賛助会費)

第5条 会員は、会員種別に応じて別表に定める寄付金又は賛助会費を本法人所定の方法で毎年納入しなければならない。

(寄付金・賛助会費の用途)

第6条 前条の寄付金・賛助会費の用途は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金 指定寄付金とし、公益目的事業に使用する。
- (2) 賛助会費 合計額の50%以上70%以内を公益目的事業に、他は管理費に使用する。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規程・規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく賛助会費を1年以上納入しないとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人日本助産評価機構の設立の登記の日（平成26年11月25日）から施行する。

別表 寄付金・賛助会費金額

区 分		年 額	摘 要
1	専門職団体会員 (寄付金)	50 万円	公益社団法人 日本看護協会、 公益社団法人 日本助産師会、 一般社団法人 日本助産学会、 公益社団法人 全国助産師教育協議会
2 認証会員 (賛助会費)	① 専門職大学院	10 万円	認証評価の「適合」判定を受けた 助産師教育機関及び助産所
	② 大学院修士課程	5 万円	
	③ 大学専攻科・別科	3 万円	
	④ 大学		
	⑤ 短期大学専攻科		
	⑥ 専門学校		
	⑦ 助産所会員	1 万円	
3 賛助会員 (賛助会費)	団体	1 口 5 万円 (1 口以上)	この法人の目的に賛同し、 かつ賛助するために入会した団体
	個人	1 口 3 千円 (1 口以上)	この法人の目的に賛同し、かつ賛助するため 入会した個人